

## 中国における農村過剰人口の流出と戸籍管理

座 間 紘 一

### 〈目次〉

はじめに

#### 一. 基本的概念の整理

- (1) 都市, 農村人口
- (2) 農業人口と非農業人口

#### 二. 経済体制改革以前の戸籍管理

#### 三. 80年代の農民の都市への流入と戸籍上の処理

#### 四. 農村過剰人口の就業の諸形態

- (1) 就業構造
- (2) 農村過剰労働力の実数
- (3) 農村過剰労働力の就業状況

まとめにかえて

### はじめに

解放後中国では、社会主義の制度が整備されて行くにしたがって、都市と農村とは分断されていった。都市では国営部門、集団経済部門、個人経済部門が組織され、住民の多くはそこに就業し、彼らは職場ないし地域=街道を単位として比較的職住一体型のまとまった生活単位を形成していった。農村

では人々は農業生産合作社、人民公社の集団経済単位に組織され、そこがまた生活の場でもあった。都市住民と農民に対しては就業、報酬、供給、分配、社会保障などの面にわたって異なる形態がとられてきた。都市住民の就業と生活は基本的に国家によって保障されていたのに対し、農民のそれは集団的自助努力に任されていたといえる。都市と農村には社会経済面で大きな格差が存在し、農村から都市への人口移動は厳しく制限されていた。

1980年代に入り、経済体制改革の進展に従って、商品経済化と社会的分業が発展し、都市と農村の交流が始まり、農村から都市への労働力の流入の制限も緩和され始めた。また、農村における家族経営の復活と人民公社体制の崩壊は従来集団経営内部に潜在していた過剰労働力を顕在化させ、この面からも農村から都市への人口流入圧力は強まってきた。都市においても改革の進展過程で、個人企業、私営企業、集団企業などの非国营部門の振興政策による経営自主権の拡大とそこでの営業と雇用の拡大、国营企業部門での労働者雇用形態の固定工から契約工への変更、企業破産法の制定など労働力流動化の動きが始まった。今のところ、農村から都市への人口移動、とりわけ大中都市へのそれは大きく制限され、また農業戸籍から非農業戸籍への変更も制限されている。とは言え、今後の動向を考えた場合、都市と農村の交流はますます深まるであろうし、現在の人為的分断は次第に取り払われていかざるをえない。

また、今日の農村の産業構造、とりわけ就業構造を考える場合、都市への人口流入のあり方がその基本的規定要因であることはいうまでもない。現在進められている郷鎮企業の振興、個人経営の商業、サービス業、手工業などの発展のあり方自体、都市の産業構造、とりわけ農村過剰労働力の都市への移動の制限とその緩和の程度との関連が規定条件になっている。

更にまた、当面する農村過剰労働力問題は社会主義における職業選択の自由、移動の自由の問題であり、その社会経済的条件、体制的に問題である。若干敷衍すると、一つは社会編制のあり方としての問題としての側面である。社会主義社会は理念主導型の社会であり、目的意識的な社会である。労働力

編制のあり方を含め、経済の組織運営、社会編制を意識的に行う。様々な選択技からある選択がされて行く場合の問題群である。中国は従来、地域、ないし企業体や事業体のそれぞれを単位とし、それをひとまとまりとして多かれ少なかれそれぞれの単位が職住一体型構造をとり、それらの単位を行政的結合で一つにまとめあげる社会編制及び中央集権的な行政指令的な経済運営を特徴としていた。現在、生産、分配の全面にわたり、商品貨幣関係を軸にした経済運営モデルへの転換と職場ないし地域の自己完結的社会編制から商品交換を媒介とする開放型社会編制への移行過程にある。労働力の流動化もこの過程の一側面である。二つは中国社会の歴史発展段階からの規定性の側面である。都市と農村の格差、農村過剰人口の滞留ないし析出のあり方の問題は当該社会の歴史的発展段階とその類型的特質を規定するものであり、またその基本的内容である。中国の場合半植民地半封建社会から資本主義の発展した段階を経ずに社会主義体制に移行して行ったのであるが、そのことによって理論的には資本主義が解決してきた問題が社会主義体制に持ち越され、社会主義の枠組みのなかでそれらの問題の処理を迫られる形になっている。そこでは封建社会から資本主義への移行と資本主義の発展成熟過程で発生し、資本主義的に処理されていった諸問題が新たな類型的特質を持ち、出現していると見ることもできる。三つはこうした枠組みのなかで近代市民社会的要求である職業選択の自由や移動の問題がどのように処理されているかという問題である。

本稿ではこれらの問題を直接取り扱うことは出来ない。問題意識として背景にあるにすぎない。さしあたり本稿の目的は、現時点での農村から都市への労働移動の形態、それに対する制限の制度的変化について初歩的検討を試みることである。

## 一. 基本的概念の整理

考察に先立ち概念の整理をしておく。

### (1) 都市, 農村人口

中国では市と鎮をもって都市部(城鎮), 郷と村をもって農村部としている。都市人口とは市と鎮の二つの行政単位が管轄する地域の人口である。そのうち当該行政単位のなかに県を含んでいる大中都市の場合, 都市人口は市区と近郊区の常住人口, 遠郊区の県の県城など鎮制を敷いている町の常住人口である。遠郊区の県のその他の地域の人口は農村人口になる。この方法は1982年の全国人口センサス時に確立したものである<sup>1)</sup>。

しかし, 中国では大部分の都市の行政区が市区と郊区に分類されていないために, 市の行政区域内に多くの農村集落が存在すること, 最近多くの地区が県制や郷制を廃し, 市制や鎮制を建てたことにより, 旧の県や郷の人口が市や鎮の人口に変わった。以上によって全国の市と鎮の人口に占める農業人口がますます増加した。即ち, 1982年が32.4%, 1983年が38%, 1984年50.6%, 1985年が53.6%と増加している。このように都市人口のうち50%以上が農業人口によって占められているのである<sup>2)</sup>。

1), 2) 陈玮「关于完善我国城镇人口统计口径的探讨」『人口研究』1987年第6号。

この考え方は1955年の『国務院の都市農村区分規準に関する規定』によるものである。ここでの城鎮(市と町)人口とは地域的概念で規定された地域の居住者であればよく, 彼らの職業や国家からの口粮配給のいかんを問わない。これに対して1958年に公布された『中華人民共和国戸籍登記条例』では「市と町の人口は一般に都市と公安派出所の設置されている町(一般には町制を敷いているところ=「建制鎮」)に居住しかつ正式戸籍取得者」と規定している。この考え方に従うと, 都市あるいは町(「建制鎮」)に長期に居住し, そこで職についているが, 正式な戸籍を持たないものは排除され, 逆に戸籍はあるが, そこで仕事や生活をしない人々(農村教師, 医者, 退職幹部など)は城鎮人口に入ることになる。今日様々な形で農業人口が城鎮に流入してきている。したがって非農業戸籍人口と城鎮での居住, 労働人口とは差がでている。現行の統計上の区分は前者によっている(『中国統計年鑑』1987年版の事項説明)。ここでの問題は城鎮人口に農業人口が多くくみ入れられる

また都市の行政区画の基準がしばしば変更されたことにより、都市人口の時系列変化を統計的に単純に比較することは出来ない。鎮の基準を見ると、1963年以前は常住人口2000人以上、且つその内非農業人口が50%以上占めるところとされていた。1964年からは常住人口3000人以上で、非農業人口が70%以上を占めるか、あるいは、常住人口が2500以上3000人未満で、非農業人口が85%以上を占めるところになった。この規定は1984年にまた調整された。即ち、県級地方国家機関の所在地、あるいは、総人口20000人以下の郷で、郷政府の駐在地の非農業人口が2000人以上のところか、総人口20000以上の郷政府駐在地で、非農業人口が10%を占めるところ、あるいは、少数民族地区、人口の希少な辺境地、山区および小型工業鉱山地区、小型岸港、景勝地、辺境地の岸港で、非農業人口が2000人以下でも、必要があれば鎮制を敷くことができるとされた。1984年以後、鎮の数、人口が共に急増して行く。即ち、市鎮の総人口は1982年は2億1154万人、1983年は2億4126万人、1984年は3億3006万人、1985年は3億8244万人となり、その総人口に占める割合は20.8%から36.6%に増加している<sup>3)</sup>。市鎮の範囲が広がれば、広がるほど、都市人口に含まれる農業人口の割合は大きくなる。要するに都市（城鎮）＝非農業地区と分類することは出来ないのである。

---

ことである。ある論者はこの点につき次の措置を提案している。①郊区を規定していない市には、近郊区を区分させる、②郊区が大きすぎる都市は一定の規準にしたがって縮小させる、③市区、近郊区、遠郊区の区分はあるが、近郊区と遠郊区の区分が不明確なところは明確にさせる。「建制鎮」も一定の範囲を区画し、一般には県級人民政府と鎮人民政府の周囲の一定区画とする（黄凤岗「关于我国城镇人口和乡村人口、农业人口和非农业人口的划分问题」『統計』1986年第7期）。

また都市農村の区分規準については中国では改正中であるという。その理由としてこの二年来、各地が「地区と市の合併」、「市の直轄する県」、「鎮の直轄する村」体制を試行した後、統計上の認識の不一致、規準の混乱が生じ、都市農村区分にかかわる経済指標との不整合、時系列的対比の不可、地域間比較の困難がもたらされたことによるという。（詳しくは、「城乡划分标准在修订中」『統計』1986年第2期）。ほかにこの問題を論じたものとして、白建华「完善市、镇建制标准，统一城乡人口口径」『人口研究』1986年第3期がある。

3) 『中国統計年鑑』の1987年版

## (2) 農業人口と非農業人口<sup>4)</sup>

ここで市と鎮の住民について農業人口と非農業人口に区分する必要が生ずる。農業人口と非農業人口は就業種類による人口区分であるが、中国では戸籍上の区分でもある。戸籍上の問題としては、郷にも非農業人口の人はいるが、少数であるので、統計上郷の人口を農業人口とみなしても大きな狂いはない。従って一般に農業人口とは統計上は郷村人口と都市郊区の農業人口を指すとみなすことが出来る。しかし戸籍上の農業人口が実際に農業に従事しているか否かとは別問題である。

この間、社会的分業の発展、商品経済の発展による都市と農村の交流の活発化、農村の産業構造の多様化により、農業人口の実際の就業形態が多様化してきた。従って農業戸籍人口と言っても必ずしも農業就業者を指すとは言えない事態が出現してきた。

ところで、中国では戸籍は身分制度上の問題である。農業戸籍であるか、非農業戸籍であるかによって、社会経済上の待遇は大いに異なる。従来農業戸籍の場合は基本的には、食糧、油料およびその他の生活消費財の配給を受ける権利がなく、国家によって就職の場を配分されることもなく、社会福祉の面でも国家からの保障はなかった。また、農村過剰人口の流出形態を考える場合、農業人口に科せられた戸籍上の制約は大きい。農業人口の移動の自由は極めて限られており、とりわけ都市への移住は基本的には不可能であった。就業選択についても同様である。要するに戸籍上の取り扱いが就業、移動、食糧配給などの差別の基準になっているのである<sup>5)</sup>。

就業構造上の変化、それに対応する戸籍制度上の変化が、1980年代に入り現われたのである。

以下この問題について制度上の変化を検討する。

4) 前掲陳瑋論文，黃風崗論文。

## 二. 経済体制改革以前の戸籍管理

今日の戸籍制度は、1958年1月に制定された「中華人民共和国戸籍登記条例」に基づいている。中国では所有制の改革が進み、社会主義制度が確立する過程で戸籍管理制度も整備されていった<sup>6)</sup>。この条例は最初の全国的に整備された統一的登記条例である。また、この条例制定の中心的狙いの一つは農村人口の都市への流入の制止にあった<sup>7)</sup>。

当時の公安部長である羅瑞卿は同条例制定に当たっての説明のなかで次のように述べている<sup>8)</sup>。「この数年来、農村人口の都市への盲目的流入現象が比較的重大で、しかも幾つかの機関、企業単位は、都市人口を縮小する方針をまじめに実行せず、はなはだしきはひそかに労働者を募集し、勝手に農村に手紙を書いて戸籍証明を要求する。単位によっては農村から都市に盲目的に流入した戸籍を持たない人々にたいし、政府に協力して彼らを動員して農村にかえすことに積極的でないだけでなく、反対に機関、企業のある種の便宜

5) 農民の社会経済上の差別は次のようである。「改革前の農村経済体制は農民の職業選択、移動、社会的身分の変更の自由に対して種々の束縛と制限を設けた。50年代中期以前は、農民からの労働者募集、移住、生業の自由はまだ比較的大きかったが、その後一連の逆行が生じた。50年代末の「大躍進」がついに60年代初めの2000万人近い人口の農村への逆戻りをもたらすに至り、農村の非農業化、都市化は基本的に停滞した。人民公社の口粮制度、労働点数制度、戸籍制度はいずれも農民の移動を厳禁する方向に整備されていき、農民は強制的に生まれた土地に縛りつけられた。「プロレタリアート独裁で農業を行なう、時代（＝「文革」期か？—訳者）になると農民は社会身分を変更する自由を悉く失っただけでなく、いかにして農民になるかという自由（＝幹部のいうがままに行動する—訳者）さえ相当程度奪われてしまった」（発展研究所総合课题组「农民，市場，制度刷新——包产到户八年后农村发展面临的深层改革」『经济研究』1987年第1期）。

また従来の都市政策については、ある論者は、国家が直接都市建設と都市の人口規模を規制し、都市住民の就業の機会を基本的に国家が提供し、主として全人民所有制企業に就業させる。都市人口は一連の非農業人口の待遇を享受し、食糧、副食品、住宅など、各生活必需品の消費補填を受ける。就業人口の賃金水準、労働保険、福利はしっかりしており、都市以外の労働力の需給関係の制約を受けない。こうした都市優遇政策の基礎には農村人口の都市への移住の制限があり、長期間の特殊な

を利用し、彼らを長期に居住させている。かくしてこの種の混乱状況の重大性が一層助長され、都市の建設計画と正常な生活秩序に多くの困難がもたらされ、幾つかの都市の交通、住宅、供給、就業、学校などの問題で、一定の緊張局面が出現した。同時に、農村労働力の大量の流出により、農業生産建設の展開にも影響が出、農業生産の発展にも不利であり、これは全体としての社会主義建設にとっても不利である」。

「工業生産であれ、農業生産であれ、いずれも国家の統一展望と計画に従って行う必要がある。それ故、都市と農村の労働力は、社会主義建設の必要にあわせ、統一的計画的按排を行う必要があり、都市労働力を盲目的に増加させることもできず、農村労働力を盲目的に流出させることもできない。その上、わが国の当面の状況は都市の労働力は既に過剰であり、農村には非常に大きな潜在力があり、大量の労働力を受け入れることができるということである。それ故政府は幹部と大、中、小学卒業生を動員して、農村や山村に行かせている。このことは農村人口の盲目的流出を制止すべき必要を理解するのを一層容易にしている」。

蓄積方式、特殊な工業化方針の指導の下で、国家は都市と農村に異なる就業、分配、福利制度を実施し、都市と農村との間に戸籍、就業、食糧供給などの面で何重にもわたる関所をつくり、その制度の強化を図ったと述べている。(罗茂初「对我国的小城镇政策的追溯和评价」『人口研究』1988年第1期)。

6) それ以前には、1951年7月に公安部の「都市戸籍管理暫行条例」、1955年6月に国务院の「經常的な戸籍登記制度設立に関する指示」などが出されている。この時点ではのちに述べる「暫住戸籍」は設けられていない。(「国务院关于建立经常户口登记制度的指示」『中华人民共和国法规彙编』1954年9月—1955年6月)。

7) 『条例』制定に際して、羅瑞卿公安部長は特定の事情を次のように説明している。即ち「数年来、わが国の戸籍登記工作は、……、すでに一定の基礎をうちたてた。……しかし、わが国は成立後8年しか経ておらず、現行の戸籍登記制度はまだ不完全である。主な欠点は、①制度が不統一であり、都市と農村は統一されるべきだが統一されておらず、その上都市間でも完全には統一されていない。②規定されるべき制度が、規定されていないか、規定があっても適切でない。例えば公共の戸籍管理が不健全で、農村人口の都市への盲目的流入を制止し、辺境国防地区での移動を統制することを規定する戸籍がない」。(「关于中华人民共和国户口登记条例的说明」『戸口登記常況』法律出版社、1983年3月)。

8) (註) 7に同じ。



「この他、都市に盲目的に流入した農村人口は、職につけないので、生活に困難が発生し、街頭を流浪する者もあり、少数の人だが、破壊分子に捕まり、窃盗、詐欺などの犯罪活動を行い、都市の社会秩序を破壊するようになっている」。

戸籍管理は公安機関の仕事であり、戸籍管理を通じて人口の移動を管理、制限している。中国は従来、制度的には職住一体化の単位社会であり、人々は基本的には単位に所属していた。単位からはずれては仕事も生活も保障されなかった。戸籍は人々が働き、生活する場を証明するものである。

ところで、当時都市と農村の格差、農村の貧困から生ずる農村から都市への人口流入は社会的な大問題であり、再三にわたって、農村から都市への「盲目的」流入を禁止する指示が出されている<sup>9)</sup>。他方都市もまた膨大な失業人口を抱え、各単位に滞留していた。

この時点での中共の農村認識は、1. 農村には就業の潜在的可能性が大きい、2. 農村からの労働力流出は農業生産に不利である。3. 農村には就業の余地があり、都市の大、中、小学校卒業生を受け入れることができるというものである。他方、都市は、1. 建設計画、交通、住宅、供給、学校などの面で受け入れ能力の限界にあり、2. 労働力は既に過剰であり、3. 都市

9) 例えば「国务院关于制止农村人口盲目外流的指示」(1956年12月30日)、「中国共产党中央委员会、国务院关于制止农村人口盲目外流的指示」(1957年12月18日)、「国务院关于制止农村人口盲目外流的指示的补充通知」(1958年2月25日)など。1957年の指示では次のような措置を講じている。①農村で大衆的思想的教育を強化する、②いくつかの鉄道沿線、交通要地での農村人口の盲目的流出を制止する工作を強化する、③都市と工礦区では、盲目的に流入した農村人口にたいし、彼らを動員して原籍地にかえらせ、流浪し、こじきになることを厳禁する、④各企業、事業部門と機関、部隊、団体、学校などすべての人を用いる単位がかってに労働者あるいは臨時工を募集することを一律に禁止する、⑤外地に当該農村から流出した人で、まだ定職についていないものは、原籍地に戻す、⑥農村からの流出口を送り返すには、一度に家まで返す方法を取り、途中まで送り返して、無駄をつくり出したり、途中から都市にまいもどることのないようにしなければならない、など。(『中華人民共和國法規彙編』1954年9月—1955年6月版、同1957年7月—12月版、1958年1月—1958年6月版)。

に流入した農民は就業と生活の場が確保できず、社会秩序を破壊しているというものである。政府のとうとうとしている政策は都市の人口増加を抑制すること、戸籍証明を持たない都市へ流入した農民を農村に戻し、都市住民の仕事と生活を安定させることである。

都市住民は基本的には国営企業、事業或いは政府機関の単位に所属し、固定した職員、労働者である。農村住民は公社の集団経営体に所属している。中共は都市の就業と生活問題の解決を優先し、農村に過剰人口を押しつけ、集団の自力で解決に委ねたのである。

以上からこの条例の一つの狙いは戸籍管理を厳格にし、農村人口の流出を制止することになる。

どのように戸籍管理を行うか。農村から都市への移動の問題の取り扱いを中心にこの条例の内容をまとめると以下のようなものである<sup>10)</sup>。

1. 登記項目としては城鎮では常住、暫住、出生、死亡、転出、転入、変更更生、農村では常住、出生、死亡、移入、移出について登記を行う。

常住人口登記は経常的に居住するところで登記をし、それによって当該地での常住人口となる。即ち通常の正式戸籍である。一公民は一常住戸籍しか持てない。

暫住人口とは常住人口が常住地以外の城鎮で臨時に居住する人口を指す。条例15条では公民は常住地の市や県の範囲を越えてその他の都市に三日以上暫住するときは暫住人口登記をしなければならず、常住地の市や県の範囲内で暫住するときには暫住人口登記はしない。農村に暫住する場合は暫住人口登記はしない。旅館に暫住するときには都市農村を問わず、旅客登記をする。暫住期限は外の市で三日以上暫住するものは暫住地の戸主或いは本人が三日以内に戸籍登記機関に暫住登記を申告し、離れる前に抹消を申告する。旅館に暫住するものは旅館が登記する。

暫住期間は一般には三ヶ月を越えることはできない。

10) 以下の説明は張慶五編『戸口登記常識』法律出版社（1983年3月）による。

出生登記では嬰兒の常住地は、一般には母親の常住戸籍の所在地である。

転出登記では、「公民は本戸籍管轄区を転出するときには、本人或いは戸主は戸籍登記機関に転出登記を申請し、戸籍を移す証明書を受け取り、戸籍を抹消する」。公民が戸籍登記機関に転出を申請するときには戸籍登記機関は慎重に審査し、転出人数、転出原因、転出時期、転出先などの状況を聞いて明らかにし、規定と手続きに符合する場合は、移動証明書を発行し、戸籍を抹消する。

転入登記では、「公民は移動し、転入地に着いたときから、都市では三日以内、農村では十日以内に、本人或いは戸主が移動証明書を持って戸籍登記機関に転入登記を申請し、移動証明書を返納し廃棄する。戸籍登記機関は状況を聞き明らかにし、転入戸の証明書に誤りの無いことを検査し、転入の政策規定と手続きに符合するときは、戸籍を登記し、戸籍登記簿に記入する」。

2. 登記管理上、城鎮戸籍、農村戸籍、船舶戸籍、集団戸籍に分け、異なる戸籍管理と異なる登記方法を採用する。

3. 戸籍の移動では、「公民は農村から都市に移動するには、都市労働部門の採用証明、学校の採用証明、或いは都市戸籍登記機関の転入許可証明を持って、常住地戸籍登記機関に転出処理を申請し、手続きをしなければならない」。

では一体、どんな場合に農村から都市への転出は可能か。

国家の規定にしたがって転勤する職工とその職工に従って生活する（市鎮居民戸籍を持つ）ために一緒に転入する家族、国家の規定にしたがって採用される分配された労働者と学生、国家の規定どおりに定年退職あるいは中途退職した職工で、市鎮の家に戻る必要のあるもの、市鎮の職工居民と結婚した農村人口で長期の傷病により自活できなくて、農村にも面倒を見る家族のいないもの、市鎮の職工の農村の父母で頼れる親族が居らず、自活が困難で、市鎮に来て子女に頼らなければならないものなどである。

このように農村から都市への転出の条件は極めて厳しい。学生の場合進学すれば学校所在地に戸籍が移るが、農村からの進学者は極めて限られている。

都市の工場に農村から労働者が配分されることは都市における失業者の存在を前提にすれば、特殊な業種や職種を除いてほとんどなかった。都市人口が農村から農業戸籍の家族をひきよせることも厳しく制限されていた。その方法として、例えば、妻子が夫を頼って戸籍を移そうとする場合、「本人自身の身体状態、自活可能かどうかについて、単に公社、大隊、或いは病院の診断証明書にだけに頼って結論を下してはならない。重要なことは本人と面談し、証明書が真に信頼できるかどうか検証することである。原籍の状況如何をあきらかにし、本人の家族員と親族関係、故郷に居住条件があるか、親族は頼れるかなどをはっきりさせることである。身を寄せられる人の状況が家族が都市に来るのを受け入れる条件があるかどうか、面倒を見なければならぬ特殊な条件があるかどうかなど、各方面の状況を検討し明らかにして初めて政策に従って分析検討し、処理意見を出すことができる」（「戸籍登記常識」1983法律出版社）となっており、よほどのことがない限り妻子を都市の夫の下に呼ぶことは出来なかった。

一時的移動である暫住戸籍についても、期限が3ヶ月以内とされ、それを越える常住戸籍地を離れての生活は認められない。従って、臨時的或いは出稼ぎ的労働も限定されることになる。

このように一般の農業人口が都市に移動する道は極めて制限されていた。

1950年代末の大躍進政策から「文化大革命」の収束までのほぼ20年間、この条例はそのまま実施されることになる。

### 三. 80年代の農民の都市への流入に伴う戸籍上の処理

1878年12月の中共第11期3中全会を転機として開始される農村経済体制改革の推進過程で農村と都市との経済交流が活発化し、流通面から人口の流動も始まった。これに伴う戸籍上の処理はどのように変化していったらうか。

農村から都市への移動を考える場合、常住戸籍の移動を伴う転入と移動を

伴わない流入と分ける必要がある。一般に国営の企業、事業単位が農民から職工を募集する場合は、正式な職工＝固定工として採用する場合は彼の戸籍は農業戸籍から非農業戸籍に変更されるが、契約工、臨時工として採用される場合は農業戸籍のままである。集団企業、個人企業が雇用する場合はほとんど戸籍は動かさない。農民が個人工商業者として都市に入る場合も同様である。

以下時系列的に農民の都市への移動及びその戸籍上の取扱いの変化を辿ってみよう。

先ず、「中共中央、国務院の方途を開き、経済を活性化し、城鎮就業問題を解決することに関する決定」(1981.10.17)を見よう<sup>11)</sup>。この決定はこの時期都市の青年の就業問題が深刻でこの問題に対応するために出されたものである。

ここでは「農村労働力の城鎮への流入を厳格に抑制する。農村の過剰労働力に対しては、多角経営を発展させ、社隊企業を興すことを通じて現地で適切に就業させ、城鎮に流入させない。当面のわが国の経済状況に基づいて、農村人口、農村労働力が城鎮に移住することにたいしては、政策どおりに厳格に掌握しなければならない。」

「農村に下放し生産隊に定着し、当地の農民と結婚したものは現地やその付近で適当に仕事に着かせなければならない。農村に居住する非農業戸籍の待業青年にたいしては、現地で方途を開き、仕事に着かせるようにしなければならない。農村社隊企業は彼らがそこで就業するのを歓迎しなければならない」としている。

即ち、この時点では都市待業青年に就業の場を与えることが先決であり、農村から都市への移動の制限には変化は無く、依然として厳しい。逆に農村にたいしては「文化大革命」期に大々的に行われた下放運動の後遺症である

11) 「中共中央、国务院关于广开门路，搞活经济，解决城镇就业问题的若干决定（摘要）」王积业 朱元珍主编『经济体制改革手册』经济日报出版社（1987年2月）。

下放青年の処遇については、農民と結婚した者については現地で就業を保障することを要求し、農村に居住する非農民戸籍の待業青年（＝農村で定職についていない下放青年）にたいしてさえ現地での就業を要求している。

1982年においても制限の厳しさは変化していない。即ち、國務院「企業職工賞罰条例」（1982.4.10）をみると<sup>12)</sup>、第22条「職工は解雇或いは除名されて以後は一般には企業の所在地に住み着く。もしも本人が旧の戸籍に帰ることを要求するならば、大都市から中小都市への移住、沿海地区から内地或いは辺境地区への移住、都市から農村への移住の原則に従って処理しなければならない。本条例の規定に符号する場合は、企業主管部門は事前に移住地の公安部門と連絡をとらなければならない。移住地の公安部門は主管部門の証明にしたがって、居住手続きをとらなければならない。農村に戻る場合には、生産隊は居住を認めなければならない」と、解雇人員に対してではあるが、都市から農村への原則が採られ、農村は彼らを受け入れよということがうたわれている。

一般に農業戸籍を持ったものは戸籍のある村の一員であることによって、その村の土地に対する利用権を持っているようである。彼が他出した場合も戸籍が存在するかぎり、潜在的土地利用権はあり、彼が村に戻ったときは村は彼の耕作すべき土地を提供するのである。

他方、農村ではこの時期農業生産責任制が普及し、土地の農民家族への分配が行われるようになったことにより、人口受け入れを巡る社会問題が発生している。例えば、『公安部の農村居住問題の解決に関する指示要請（摘要）』（1982.12.6）によれば<sup>13)</sup>、「近年、農村居住問題は日増しに深刻化している。今年我が部では大衆の来訪や人民からの手紙で戸籍問題の解決を要求するものが引き続き増加し、その内相当多くは農村の戸籍抹消、或いは居住

12) 「企业职工奖惩条例」（同上）。

13) 「公安部关于解决有关农村落户问题的请示（摘要）」农牧渔业部政策研究室編『农村实用法规手冊』法律出版社（1987年4月）。

不許可であり、城鎮に嫁がせた農村婦人を強制的に転出させ、戸籍を抹消し、生まれた子女も無戸籍にしたり、退職して故郷に帰った者、他出していたが帰ってきた者、刑期が満了し釈放されて帰ってきた者、離婚して婦人が実家に帰ってきた者、説得されて故郷に帰ってきた職工家族などにたいして、土地が少なく人口が多いことを理由に、居住を拒否する。或いは農村社員間の正常な結婚居住にたいして制限を加えたり、女子だけで男子がいない家が婿をとった時にその男子を居住させなかったり、計画生育を越えた子供の戸籍登記を認めないことを規定するなどの事態が発生している」と述べている。こうした事態にたいして公安部は農村が従来の諸規定に従ってこれらの問題を処理すべく国務院にたいし指示要請している。

農業生産責任制の導入によって、家族が経営単位となり、最も基本的生産手段である土地の利用権が集団から個人に移転した。その配分を巡る問題が人口受け入れ問題として出現しているのである。この時点でも、原則では農民は農業戸籍を持つかぎり土地の配分を受ける権利を持ち、常住戸籍地は彼らにたいして土地を用意しなければならないのである。

1983年になると労働力の都市への流入の現実の前に多少の変化が見られる。即ち、「労働人事部の労働契約制を積極的に試行することに関する通知」

(1983.2.22)を見ると<sup>14)</sup>、「全人民所有制単位と区、県以上の集団所有制単位が使用する契約制労働者は、必ず、生産と仕事の必要性和国家の下達する労働計画(区、県以上の集団所有制単位の労働計画は省、市、自治区が下達する)に基づかなければならず、できるかぎり城鎮で就業前養成を受けた待業青年のなかから採用すべきである。農村から契約制労働者を採用することは、できるだけ制限しなければならない。少数の国営企業のある業種(例えば鉍山の採鉍夫)など確かに農村から契約労働者を採用しなければならないときは、省、市、自治区の人民政府の許可を受けなければならない」、「契約解除後は、城鎮人員は労働服務会社が管理し、農村人員は社隊に戻り定着さ

14) 「劳动人事部关于积极试行劳动合同制的通知」前掲『经济体制改革手冊』。

せる」となっている。

ここでは農村からの契約労働者をできるかぎり制限すべしとした上で、鉦山労働者など特定業種への農民の契約労働者としての就業を容認し、契約解除後の帰農をしっかりとすることとしている。農民の側からいえば契約労働者は常住戸籍が農村にある以上は、彼らは土地経営権を持ち、彼らが契約工として不在の間は家族ないし近隣の血縁関係者に耕作してもらうのである。

更に同じ時期の「労働人事部の労働者の試験採用に関する暫行規定」(1983.2.25)では<sup>15)</sup>、「新労働者の採用は技工学校、職業学校卒業生と訓練を受けた都市待業青年及び都市のその他の待業青年のなかから採用しなければならない。確かに農村から採用しなければならない場合には、省、司、自治区人民政府に報告し、許可を得なければならない」と農村からの新労働力の採用を極めて厳格な管理の下ではあるが認めている。

以上この時点では農村から都市への労働力の流入を前提とした上で、制限、管理、契約解除後の帰村処理の強化を述べているのである。

この間、商品経済の活性化と流通チャンネルの多様化による農民の工商業活動への参加が多くなり、農民の都市への流入はこの面からも進んだ。

次に、農民の個人乃至集団経営体としての都市への移動についてみよう。

先ず、国家経済体制改革委員会、商業部「農村流体制改革の若干の問題に関する試行規定」(1983.2.10)によると<sup>16)</sup>、「集団と個人などのその他の商業も、県をで、省をでての長距離仕入販売を許す」と、商人の県、省の範囲を出た活動を認めるようになる。

1983年になると、「都市農村の集市取り引き管理方法」(1983.2.5)<sup>17)</sup>では、社隊集団、個人に都市農村集市での販売が許された。農民は都市の集市での販売が認められた。

15) 「劳动人事部关于招工考核择优录用的暂行规定」同上。

16) ) 国家经济体制改革委員会、商業部「关于改革农村流通体制的若干问题的试行规定」同上。

17) 「城乡集市贸易管理办法」同上。



更に、1984年には、「国务院の合作商業組織と個人が農副産物を仕入販売する若干の問題に関する規定」(1984. 2. 25)<sup>18)</sup>が出される。これは農副産物の販売、を拡大し、商品生産の発展を促す為の規定である。

ここで農村から都市への移動に関しては、1. 農副産物の仕入販売は、行政区画と道程の遠近の制限を受けず、県を越え、省を越えることができる。農副産物の仕入販売は自動車や機動船を利用することができる。2. 農村の個人で農副産物の仕入販売に従事するものは、所在の生産大隊或いは村民委員会の証明を持たなければならず、所在地の工商行政管理機関に開業登記を申請し、県、市工商行政管理機関の審査と許可を受け、営業許可証を発行されてから、経営することができる。年間仕入販売に従事する者は営業許可証を発行され、季節仕入販売に従事する者は臨時営業許可証を発行されるようになっており、商業活動の緩和と活発化に伴う管理の整頓が述べられている。なお、運輸手段として自動車や機動船の利用が公認される。

同時期の「国务院の農村個人工商業に関する若干の規定」(1984. 2. 27)は以下のように述べている<sup>19)</sup>。即ち、

1. 農村の個人工商業戸が集鎮に来て露店を出すのを許し、条件のあるものは工商行政管理機関の許可を経て、店を開き経営することもできる。
2. 農村の個人商業は、小売商業経営も主としなければならないが、都市農村の仕入販売と纏まった量の販売に従事することもできる。
3. 農村の個人運輸業は、国家の関係規定にしたがって、自動車機動船を使用して貨物運輸に従事することができる。
4. 農村個人工商業戸は一般には一人経営或いは家族経営である。必要なときには、県、市工商行政管理機関の許可を得て、一、二人の助手を頼むことができる。技術性が比較的強い特殊な技能を有するものは、二、三人の徒弟を雇うことができるが、最大でも五人を越えることはできない。

18) 「国务院关于合作商业组织和个人贩运农副产品若干问题的规定」 同上。

19) 「国务院关于农村个体工商业的若干规定」 同上。

5. 農村工商業戸が県をで、省をでて営業するには、営業許可証或いは臨時営業許可証を持たなければならず、食品業は又衛生許可証を持たなければならず、いったところの工商行政管理機関に登録して、営業することができる。

6. 農村工商業者は本県、市の個人労働者協会に加入することができる。

ここでは、集鎮での店舗の開設の許可、都市での労働力雇用の許可、都市の個人労働者協会への加入の許可が述べられている。戸籍上の取扱、それに伴う食糧の配給などの差別を除くと、集鎮の私营工商業者との差別はなくなっている。ここまで来ると暫住期間3ヶ月という従来の暫住人口の取扱いでは済まなくなる。

農村商品生産と商品交換の急速な発展、郷鎮工商業の勃興に従って、ますます多くの農民が集鎮にいて工業、商業を営むようになり、彼らが集鎮に転入し居住する問題が出てきたのに対応に対応して、1984年10月にはいと「国务院の農民が集鎮に入り居住する問題についての通知」(1984.10.13)が出される。

内容は以下のとおりである。

1. およそ集鎮に行き工業、商業、サービス業に従事することを申請する農民と家族で、集鎮に固定した住所を持ち、経営能力があるもの、或いは郷鎮企業単位で長期間働く者にたいしては、公安部門は常住戸籍の入手を許可し、速やかに戸籍入手手続きを処理し、「口糧自弁戸籍簿」を発行し、統計では非農業人口にしなければならない。食糧部門は加算価格での食糧と食油の供給工作を立派に行い、「加算価格食糧食油供給証」を発行することができる。地方政府は彼らのために家を建て、家を売り、家を貸すなどの便宜を提供し、住宅建設用地は国家の関係規定と集鎮建設計画に従って処理しなければならない。工商管理部門は工商登記、証明書発行、管理工作を立派に行わなければならない。

20) 「国务院关于农民进入集镇落户问题的通知」前掲『农村实用法规手册』。

2. 新たに集鎮に来て工業、商業、サービスを営む戸に対しては、集鎮居民戸と同様に街道居小組にいれ、街道居民委員会活動に参加させ、同等な義務と権利を持たせなければならない。

郷村人民政府と村民委員会は農村に残った家族を差別してはならない。集鎮に住み着いたものに対しては、事前に請け負った土地の譲渡手続きを行い、荒れるに任せてはならない。理由があって農村に戻り住み着こうとするものにたいしては、拒絶してはならない。

3. 大都市郊区の集鎮が、農民が集鎮に来て住み着く問題を如何に解決するかは、省、自治区、直轄市人民政府が自分で定める。

集鎮と限定した上ではあるが、工、商、サービス業の集鎮への移住への奨励、自家食糧の個人的調達に必要なものの、常住戸籍への転換=非農業人口への転化、集鎮住民との一視同仁化を述べている。ここに新たな戸籍として自家食糧自弁の集鎮常住戸籍人口が作られたのである。彼らは土地を譲渡して行く（利用権と思われる）以上、当然農村からは切り離され、土地から切り離されたことになる。しかし、ここでは彼らが農村に戻れる余地は依然として残されている。農村に戻った場合の戸籍上の規定はどうなるのか。非農業人口のままなのか、あるいは農業人口に戻るのかははっきりしない。しかしこれまでは譲渡（転讓）ではなく、又請けあるいは再請負（転包）であった。この場合請負に出した者が再び土地を返してもらい耕作する余地は残されていた。耕作権の譲渡という場合、こうした事態は予定されていないと考えるのが自然であろう。使用権の譲渡が規定されたことは使用権としての土地価格の発生を意味する。農村内部で行われている人口の増減（出生、死亡、結婚による転入、転出）による土地分配の調整はどうなるのか。耕作権との関わりで問題となるだろう。

同時期、建築業では『国营建築企業が農民の契約制労働者を採用し、農村建築隊を使用する暫行弁法』（1984. 10. 5）<sup>21)</sup>が出される。ここでは国营土木

21) 「国营建筑企业招用农民合同制工人和使用为村建筑队暂行办法」 同上。

建築企業が「少数の必須の専門技術職種、技術の中核以外は、農民の契約制労働者を採用し、固定工の比率を漸次引き下げる。企業はまた農村建築隊を使用し、工事に参加させることが出来る」というもので、契約工の期限は一般に3乃至5年である。賃金、障害保障については固定工に準じた取扱がされ、食糧は加算価格（農民からの超過買い付け価格に費用をプラスしたもので企業に売り渡し、公定の配給価格の超過分は企業が負担するとしている。ここでの契約工は固定工、即ち一般の都市の労働者と一層近い取扱になっている。契約工は一般に単身で飯場生活をすると考えられるが、実際には3-5年となると、家族同伴というのも多いようである。しかし彼らは農村に配分された土地を持っている。

1985年になると都市一般の暫住人口戸籍の取扱の変更がなされる。即ち、「公安部の城鎮暫住人口管理に関する暫行規定」（1985.7.13）が商品生産の急速な発展、商品流通の活発化、地区間、都市と農村の人口流動量の増加に対応する為にだされるに至った。その内容は以下のようである<sup>22)</sup>。

1. 暫住期間が三ヶ月を越える予定の満16歳以上のものは「暫住証」を申請し受け取らなければならない。外に来て店を開き、工場を建て、建築据付、連合経営の運輸、サービス業に従事する暫住期間の比較的長期の人に対しては雇用単位と常住戸籍所在地の主管部門が協力する方法を採り、戸籍登記機関の規定にしたがって、登記し帳簿を作り、所在地公安派出所が登記し寄寓戸籍とし、「寄寓証」を発行する。

2. 建築、運輸、請負労働などに従事する集団暫住時間の比較的長い人に対しては、これらの単位の責任者が登記し帳簿を作り、速やかに公安派出所或いは戸籍事務室に報告し、寄寓戸籍として登記し、「寄寓証」の発行を受ける。

3. 暫住人口で家や部屋を借りる必要のあるものは、旧の単位に或いは常住戸籍所在地の郷鎮人民政府の証明を持って、家主が借主を伴って、当地の

22) 「公安部关于城镇暂住人口管理的暂行规定」同上。

公安派出所に行き申請し登記しなければならない。来歴不明の人に対しては家主は勝手に家や部屋を貸してはならない。

ここに暫住期間三ヶ月以内の規定の削除と「寄寓証」の発行、寄寓戸籍の新設がなされた。寄寓戸籍は常住戸籍の変更ではないから、彼らは依然として農業戸籍であり、村及び土地と結び付いている。しかし、暫住期間の撤廃はこうした出稼ぎ的農民の長期化、更には永住化への道を開くものである。農村では様々な形で土地所有権の譲渡がなされている。農村の側ではこれらの土地を集中し、規模拡大を図る方向が出されているが、一般には譲渡はそうした意図に応えるほどには進んでいないと思われる。

以上、農民の都市への流出の緩和とその戸籍上の処理を見てきたが、彼らの参入分野は限定され、戸籍の取扱も中間的で、基本的にはまだ農業戸籍=土地との具体的抽象的結合を前提にしており、本質的には農民としての取扱である。

この間都市では国営部門以外に集団、私営企業が発展し、特に流通、サービス、運輸などの分野で大きな地位を占めるようになった。国営企業でも労働者雇用制度が改められ、固定工から契約工制度に変わった。住宅など従来生活保障的に国が安い宿舍費で生涯的に保証してきた分野でも商品化政策がとられはじめた。食料品は食糧を含めて様々なチャンネルが設定され、価格高騰、品切れなど多くの不安定要因はあるものの商品経済化が進展しつつある。

次に農村過剰人口の流出の諸形態を検討してみよう。

#### 四. 農村過剰労働力の就業の諸形態

現在農村にどれくらいの過剰人口がおり、彼らは如何なる形で存在しているか。またどのように就業の場を探しているか。ここでは農村労働力の存在量、今日までの都市、農村の非農業への就業量、就業の場、就業形態につい

て大雑把な考察を行う。

### (1) 就業構造

先ず社会全体の就業構造の変化を見ると、第1表のようである。

全就業者数は1979年から1986年の7年間に4億6百万人から5億13百万人へと26.4%増加している。農村の集団及び個人労働者は3億6百万人から3億8千万人へと24.2%増加し、全人民所有制単位の職工は7690万人から9330万人へと21.3%増加し、都市集団所有制単位の職工は2230万人から3420万人へと50.4%増加し、都市個人労働者は32万人から483万人へと15.1倍に増加している。全体としては都市個人労働者が飛躍的に増加し、次いで都市集団所有制単位の職工、農村集団及び個人労働者、都市全人民所有制単位の職工の順になっている。1980年から86年までの年平均の増加数は全体では1529万人、農村の集団及び個人労働者が1058万人、全人民所有制単位が254万人、都市集団所有制単位が245万人、都市個人労働者が64万人増加している。都市従業人数全体では年平均562万人増加していることになる。年次変化を見ると、都市集団所有制単位職工と都市個人労働者は1984、85年に急増しているが、これは先に述べた1984年の鎮製の基準緩和による統計上の変化によるところが大きいと思われる<sup>23)</sup>。都市待業人員は1985年までは減少しつつあったが、1986年には再び増加している。『中国統計年鑑』の説明によると、都市全人民所有制単位、集団所有制単位の職工には農業戸籍の契約工、臨時工も含まれていると考えられるが<sup>24)</sup>、とすれば農村の集団個人労働者から彼らは外されていることになる。

構成比では農村集団および個人労働者はこの間74.9%から74.1%へと0.8%減少し、全人民所有制単位労働者も19.1%から18.2%へと0.9%減少したのにたいし、都市集団所有制単位の職工は5.8%から6.7%へと0.9%、都市個人労働者は0.2%から0.9%へと0.7%増加している。農村過剰労働力の都市への流出という面から見ると、この間の変化では農村労働者の自然増を上回るような流出は起きていないということになる。

第1表 社会労働者数 (年末)

(単位:万人)

年次	社会労働者総計	都市個人労働者	農村集団個人労働者	全人民所有制単位の職員労働者	内固定職員労働者	同計労働者	都市集団所有制単位の職員労働者	都市待業人員
1979	40,581	32	30,582	7,693	6,523	912	2,274	568
1980	41,896	81	31,371	8,019	6,841	969	2,425	542
1981	43,280	113	32,227	8,372	7,177	997	2,568	440
1982	44,706	147	33,278	8,630	7,412	1,002	2,651	379
1983	46,004	231	34,258	8,771	7,552	947	2,744	271
1984	47,597	339	35,368	8,637	7,370	876	3,216	236
1985	49,873	450	37,065	8,990			3,324	239
1986	51,282	483	37,990	9,333			3,421	264
(対前年比増減)								
1980	1,315	49	789	326	318	57	151	-26
1981	1,384	32	856	353	336	28	143	-102
1982	1,426	34	1,051	258	235	5	83	-61
1983	1,298	84	980	140	140	-55	93	-108
1984	1,593	108	1,110	7	-182	-71	472	-35
1985	2,276	111	1,697	353			673	-140
1986	1,409	33	925	343			97	25
(構成比)								
1980	100.0	0.2	74.9	19.1			5.8	
1982	100.0	0.3	74.4	19.3			5.9	
1984	100.0	0.7	14.3	18.1			6.8	
1986	100.0	0.9	74.1	18.2			6.7	

(注) 1. 社会労働者とは一定の社会労働に従事し、労働報酬あるいは、経営収入を得る全労働者を指す。ここには全人民所有制単位、各種合営単位、市と町の集団所有制単位の全職員労働者、都市の個人労働者、農村の集団および個人労働者が含まれる。家庭副業に従事し、その収入が当該地の社会労働者の最低水準に等しい者、社会労働に合計3ヵ月以上参加する農村労働者、および、“三招権”(就職の配分、軍隊への入隊、大学入学の権利)を留保している者で、臨時に職につき、その賃金収入が当該地の一級労働者の水準に達する都市の青年、これらはいずれも社会労働者数に含まれる。

2. 全人民所有制単位の職員労働者は各級党、政府機関、人民団体およびそれに所属する全人民所有制企業、事業単位で働き、そこから賃金を支払われる各種の人員で、固定職員労働者、契約制職員労働者、その他職員労働者、臨時職員労働者、計画外使用労働者からなる。
3. 固定職員労働者とは国家の労働部門あるいは組織部門の正式な分配、按排、批准をへて固定職員労働者として採用された人員、出勤している者、理由があつて出勤していない者、編制内の者、編制外の者、外国で働いている者、試用期間の者、臨時に別の単位で働いていて、もとの単位が賃金を支払う人員を含む。
4. 契約制職員労働者は、労働者採用制度の改革以後、国家の労働計画内で、労働契約締結をつうじ、試験採用した職員労働者で、砒山、交通鉄道部門が使用する農民輪番工、建築業が使用する農民契約制労働者からなり、“文革”以前に採用した契約工と“文革”以後に契約制の規定にあわない方法で採用した者は含まない。
5. その他職員労働者は臨時職員労働者と計画外使用労働者からなる。
6. 臨時職員労働者は国家の労働計画にもとづいて、各級労働部門の批准をへて臨時に使用するもので、期限がくれば辞めさせることができる季節的、臨時的生産およびサービス労働に従事する人員である。
7. 計画外使用労働者とは、国家の労働計画以外に各種形式をつうじて全人民所有単위에に吸収し、全人民所有制単位の直接に生産あるいは仕事を組織按排し、かつ賃金を支払う人員を指す。この人員は、賃金の来源や支払の形式のいかん、労働福祉の享受のいかん、国家からの食糧配給をうけるかいないかを問わない。
8. 都市、集団所有制単位職員労働者は都市の集団所有制単位の企業、事業およびその管理部門で労働し、かつそこから賃金を支払われる各種人員を指す。固定職員労働者、臨時職員労働者、季節労働者、輪番工などからなる。
9. 都市待業人員は労働年令内で、労働能力はあるが仕事がないもので、就業を要求し都市基層政權に登録した人員を指す。都市の満年令で16才から25才までの初級高級中学卒業生で大学に進学しておらず、軍隊にもいない青年と年令が25才から50才までの男子、45才以下の女子のその他の待業人員からなる。

(出所)『中国統計年金編(1987)』中国統計出版社

23) 鎮制規準が緩和されたことにより1983年から84年にかけて鎮数は2786から6211へ

年次	鎮数	総人口数	非農業人口 比重(%)
1953	5,402	2,353.0	—
1965	2,902	3,793.1	81.27
1979	2,851	4,182.8	—
1980	2,784	5,693.1	77.55
1982	2,664	6,190.9	—
1983	2,786	6,234.0	72.01
1954	6,211	13,447.4	38.88
1985	7,511	16,632.2	35.40

と2.23倍、人口数で6200万人から1億3400万人へと2.16倍に急増し、非農業人口は72.01%から38.88%へと比率が半減している。1985年にも鎮制への移行がつづいているようである(出所は左の表も含めて前掲羅茂初論文)。

また加藤弘之氏は1981—85年の農村から都市への労働力流動を「農林牧副漁業と国営農林牧漁業から流出した5,368.6万人の労働力は、大部分が再び農村非農業部門に吸収され、農村部門から都市部門への労働力の純移動は1,148.9万人」と推計している(加藤弘之「中国農村労働力の流動化現象について」『国民經濟雜誌』第157巻第1号1988年1月)。この推計では都市労働力と農村労働力の自然増加率を等しくおいている点で難点があるが、方法的には肯定できる。右表にみるように人口ではあるが都市と農村の自然増加率はこの間2%から4%も差がある。この点を考慮すると農村から都市への労働力移動はもっと多くなるだろう。

(出所)沙吉才「经济体制改革对人口迁移和流动的影响」『经济体制改革中的人口与就口与就业问题研究』社会科学文献出版社1987年12月。

24) 表1の(注)参照。

年次	自然増加率(%)		
	全国	城鎮	鄉村
1981	14.55	11.31	15.02
1982	14.49	12.96	14.97
1983	11.54	10.07	12.20
1984	10.81	9.14	11.17
1985	11.23	8.06	12.51



所有制別新規就業者数の変化を見ると第2表のようである。

1980—1986年の7年間に全人民所有制単位は新規就業者は3327万人で、年平均475万人である。城鎮集団所有制単位は各々1563万人、223万人、城鎮個体労働者は452万人、65万人である。都市部の新規就業者は合計5342万人、年平均763万人である。これら労働者のうち農村労働力を来源とする者は合計で793万人、年平均で113万人である。新規就業者の14.8%が農村から供給されたことになる。全人民所有制単位は農村からの就業を最も厳しく制限していると考えられるので、仮に農村からの就業者が全員集団所有制単位と個人企業に行くとする、それらの新規就業者の39%が農村からの来源によることになる。その意味では鎮を含めてではあるが、都市新規就業者のかなりの割合は農村からの就業者ということになる。しかし都市新規就業者数は農村労働力に比べると圧倒的に少ない。

単純な年平均で見た農村からの都市新規就業者数/（農村集団及び個人労働者の増加数+農村からの都市新規就業者数）は9.6%で、約1割弱が都市

第2表 都市ウクライド別就業者の変化

(単位：万人)

年次	全人民所有制単位			城鎮集団所有制単位			城鎮団体労働者			新就業者来源		
	実数	新就業者	純増数	実数	新就業者	純増数	実数	新就業者	純増数	城鎮労働力	農村労働力	全体
										実数	実数	
1980	8,019	572	326	2,425	278	151	81	50	49	623	127	900
1981	8,372	521	679	2,568	267	143	113	32	32	534	92	820
1982	8,630	409	258	2,651	222	283	147	33	34	408	66	665
1983	8,771	374	141	2,744	171	93	231	84	84	407	68	628
1984	8,637	416	134	3,216	197	472	339	109	108	450	123	722
1985	8,990	499	353	3,324	204	108	450	111	111	502	150	814
1986	9,333	536	343	3,421	224	97	483	33	33	432	167	793
合計		3,327	2,234		1,563	1,347		452	451	3,356	793	5,342
年平均		475	319		223	192		65	64	479	113	763

(注) 純増は当該年次の実数が前年次の実数を減じたもの。

84年の実数増は鎮制へのきりかえによるものが多く含まれていると思われる。

(出所) 『中国郎計年鑑』1987年版

で就業していることになる。

農村の集団及び個人労働者の産業別就業者数は第3表のようである。

1981—1986年の6年間に、第一次産業は微増から減少傾向に転じ、3億310万人から3億468万人へとほぼ同数であり、構成比では94.1%から80.2%へと12%も減少している。第二次産業は1232万人から4448万人へと2916万人増加し、増加率は1985年までは増加、特に1985年は109%も増えている。1986年の増加率は14.9%に下がっている。構成比は3.8%から11.7%へと7.9%増加している。第三次産業は実数で685万人から3074万人へと2389万人増加し、増加率も1985年までは26.6から54.7%へと安定的に増加したが、1986年は8.1%へと下がっている。この間5千万人以上が非農業に従事するようになり、農村産業構造では急速に非農業化が進んできたが、1986年になってそのテンポは緩んだと言える。

全体としてこの間の農村労働力の増加は非農業部門に就業していることになる。

農村の非農業化の傾向を就業形態で表すものとして農村二級企業（郷村営）従業員数、個体工商業登録人数、農村連合体従業員数は第4、5、6表

第3表 農村の集団および個人労働者の産業区分（年末）

年次	実数(万人)			割合(%)			対前年比増減(%)		
	I	II	III	I	II	III	I	II	III
1981	30,310	1,232	685	94.1	3.8	2.1			
1982	31,153	1,258	867	93.6	3.9	2.5	2.8	2.1	26.6
1983	31,654	1,356	1,248	92.4	3.9	3.7	1.6	7.8	43.9
1984	31,685	1,845	1,836	89.6	5.2	5.2	0.1	13.9	47.1
1985	30,351	3,871	2,843	81.9	10.4	7.7	△4.2	109.8	54.7
1986	30,468	4,448	3,074	80.2	11.7	8.1	0.7	14.9	8.1

(注) Iは第1次産業、IIは第2次産業、IIIは第3次産業を指す。内容的にはIは1984年以前は農、林、水利、気象、1985年以後は農、林、牧、漁、水利を、IIは工業、建築、資源探査者をさし、それ以外はIIIに区分される。

(出所) 『中国統計年鑑』1982～87年版

第4表 農村二級（郷鎮、村）企業発展状況

(単位：万人)

年次	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986
従業員総数	3,000	2,970	3,113	3,235	3,848	4,152	4,392
うち農業企業	456	380	344	309	284	252	241
工業企業	1,942	1,981	2,073	2,168	2,549	2,872	3,041
交通運輸企業	114	107	113	110	129	114	110
建築企業	335	349	421	483	684	790	807
その他企業	153	153	162	165	203	214	193
うち郷営企業							
従業員総数	1,395	1,418	1,495	1,568	1,820	2,110	2,216
うち農業企業	121	100	89	80	71	62	60
工業企業	913	950	983	1,024	1,183	1,328	1,474
交通運輸企業	63	59	59	58	65	62	64
建築企業	250	261	312	352	485	574	596
その他企業	48	48	52	54	76	84	82

(出所) 『中国農村統計年鑑』1986、1987年版、中国統計出版社

第5表 農村個体工商業登記人数

(単位：万人)

年次	1981	1982	1983	1984	1985	1986
従業員人数	121.9	184.0	137.8	1,012.0	1,382.3	1,438.3
うち工業(手工業を含む)	17.2	20.7	69.6	170.4	254.9	268.4
商業	44.6	77.8	292.4	492.4	636.3	664.0
飲食業	27.7	38.0	70.2	105.6	193.3	148.9
交通運輸業	1.0	1.4	14.7	83.9	139.9	138.9
その他	31.4	46.1	90.9	159.7	211.9	218.1

(出所) 『中国農村統計年鑑』1986、1987年版、中国統計出版社

第6表 農村連合体従業人数

(万人、%)

	1984	1985	1986	85/84	86/85
合 計	335.7	420.1	422.5	118.1	100.6
うち耕 種 業	12.39	9.4	8.5	73.1	90.3
林 業	6.5	4.5	3.4	68.7	74.6
畜 産 業	3.7	3.3	2.2	90.7	67.0
漁 業	23.2	29.2	34.1	125.9	116.9
工 業	187.7	248.9	254.2	132.6	102.1
建 築 業	46.9	58.1	59.9	123.9	103.0
運 輸 業	30.4	28.4	25.6	93.5	90.2
商業・飲食・サービス	24.1	22.0	22.4	91.0	102.0
そ の 他	20.3	16.4	12.2	80.8	74.1

(出所) 『中国統計年鑑』(1986、87年版)、中国統計出版社

のとおりである(農村二級企業、連合体には農業企業も含まれるが、その割合は小さい)。

農村二級企業では6年間に約1400万人増加し、特に1984年以後増加率が大きい。個体工商業登記人数は5年間に約1300万人増加し年々安定的に増加している。連合体は新しく生まれた企業形態で従業員は1984年から3年間で423万人になっている。この間これらの分野に約2100万以上が吸収されたことになる。

## (2) 農村過剰労働力の実数

農村過剰労働力の実数については第7表に見るように様々な推計がなされている。大体1986年時点での農村過剰労働力は1ないし1.5億とみられている。推計の根拠については多くははっきりしないが、その内の一つは次のようにして推計している。即ち、1952あるいは1957年の1農業労働力当り耕地面積を基準として、現在の耕地面積をその数字で除し、必要労働力数をだし、

第7表 農村過剰労働者数の各種推計

出所	現 時 点	将 来
①	約1億人(1984)	
②	約1.5億人(1984?)	3億人(2000年)
③	総農業労働力の30~40% 「亦工亦農」労働力はそ の1/3、2/3はまだ就業の 場をみい出せない。	3億人(1900年)
④	1.56億人(1983)	
⑤		2億人を超える(2000年) 農村労働力45億うち農業の収容可能数30%以下、 林・牧・漁20%以下、都市・工砒区10%以下、 40%以上は農村で就業の場をさがさなければなら ない。

- (出所) ①中国社会科学院农村展研究所《中国农业发展战略研究》课题组  
「中国农业发展战略问题(研究报告)」(上)『中国农村经济』  
1986年第8期  
②徐天琪, 叶振东「我国农业劳动力转移的必然趋势与主要途径」  
『人口研究』1985年第5期(隔月刊)  
③唐就升「亦工亦农人口与农业劳动力转移」『人口研究』1984年第4期  
④王向明「农业剩余人口的转移与经济发展」『经济研究』1985年第2期  
⑤「农牧渔业部关于创社队企业新局面的报告」(1983.12.16)  
『农村实用法规手册』法律出版社1987年4月

農村総労働力から必要労働力数を減じて過剰労働力をだしている。これによ  
ると、1952年を基準にした場合は1.4億人、1957年を基準にした場合は1.2億  
人の過剰労働力が存在することになる<sup>25)</sup>。農業労働生産性の上昇を組み入れ  
た場合については、ある論者は労働生産性の増大は複種指数の増大、労働集  
約度の増大と相殺させている。いずれにしても極めて大雑把である。

将来予想については、ある論者は1990年で1.97億人、2000年で2.3億人  
なるとしている。その推計は、1980年の農業生産総額1.627億元と農業労働  
力数を前提とし、農村過剰労働力1億人を差し引いた労働力数で除して805

25) 李农「关于农村剩余劳动力转移的几个问题」『经济体制改革中的人口与就业问题研究』社会科学文献出版社1987年12月。

元/人を算出する。次いで1980-2000年の農業生産額4倍化の戦略目標から前半の10年は5%、後半は5.5%という仮定、農業生産性の上昇は各々3%と4%を導入して計算したものである<sup>26)</sup>。外の論者の推計も含めて、2000年には2億から3億人の農村過剰労働力を析出することになるとしている。

ここでは過剰人口とは耕地面積にたいしての概念であって、1労働力当りの最適耕作面積を基礎にしている。その意味では農業過剰人口であり、農村における多角経営の発展による労働力の吸収は過剰労働力の稼働化の脈絡の中で考えられる。

農村の第一次産業就業者は1985年から減少傾向に転じたが、その数は極めて少なく、86年でも3億人を越える就業者がいる。新規就業者は数的には農村非農業部門と都市での就業に向いているようだが、その就業は決して安定したものではない。

次に現在のところ1億から1.5億人、2000年には2億から3億人と推定される農村過剰労働力が今日の時点でどのように就業の場を見出しているかを検討しよう。

### (3) 農村過剰労働力の就業状況

都市での就業を中心にみる。全体として農民の都市での就業の道は狭い。

ウクライド別に若干立ち入って労働力需要の内容を見ると、全人民所有制単位は都市職工総数のなかで、最も大きな割合を占めるが、この部門は農村からの就業を厳しく制限しており、1981年末の国務院の通知では、国家計画に基づいて職工を農村から募集出来る職種は鉱山の採鉱、野外での地下資源査、森林伐採、製塩の4業種の関係職種に限られ、この場合も城鎮待業青年から募集採用し、不足の時に初めて、省、市、自治区人民政府の推准を経て農村から募集採用できるとされる。臨時工は城鎮労働力から採用しなければならないとされる。逆に計画外の農村からの労働者を整理し農村に戻すよう

---

26) 同上。

指示している<sup>27)</sup>。また企業事業内部に1000万人といわれる余剰人員を抱えており、「3人の仕事を5人で行う」状況になっているという。上の数字的变化はこうした状況を反映している。しかし先に見たように1984年以後農村からの雇用は急速に緩和されつつあり、また最近では都市の労働力需給状況に変化が現われ始めている。

都市集団所有制単位は同期間に1712万人増加しており、都市では最も増加した部門である。年度ごとの変化を見ると、やはり増加は年々減少している。1981年末の先の国务院の通知では城鎮の集団所有制単位は一律に臨時工も含めて農村から労働者を雇用してはならないとしており、都市の待業人員の雇用が先決であった。しかし都市での商品経済の発展、消費の多様化の進展に従って、様々な形で農村からの就業は続いている。1984、85年の増加は一つには先に見た都市における就業の拡大を、二つには鎮の基準が緩和されたことにより、従来農村に区分されていたものが算入された影響を反映していると思われる。86年の増加は極めて少ない。

都市個人労働者はこの間451万増加している。人員は1985年までは比較的コンスタントに増えて来たが86年には増加数は大幅に減少した。

集団所有制単位、個人経営単位は都市では農村からの就業が期待できる部門である。

これらの数字から今後の増加数を厳密に予測することは出来ないが、ここでは大雑把に平均増加数を引き延ばすことによって今後の労働力需要を推量する以外にない。

次に農民は都市のどのような業種、職種に進出しているか。

農民の都市での就業形態は、1. 家政婦、縫製、家具製造、小型の商業経営などで、都市の第三次産業の不足を補うもの、2. 工場に入ること、小部分は正式工としての就業だが、更に多くは契約工、臨時工である。北京市

27) 「国务院关于严格控制农村劳动力进城做工和农业人口转为非农业人口的通知」  
(1981年12月30日) 前掲『中国经济法规资料选编』。

のサンプル調査では、建築業、飲食業、農産物市場の仕入販売人、民生用の石炭の運搬、道路清掃、便所清掃などは市全体で農民労働者が94%を占め（すべてが全人民所有制単位ではないが）ているという。こうした農民の都市での就業可能な理由としては、1. 多年にわたる都市産業構造の不合理と高蓄積低消費の経済発展戦略が採られた結果、都市の第三次産業が著しく立ち遅れ、都市住民にとって必要な生活サービス施設及びサービス業従業者が不足していること、2. 近年の新たに増加する都市の労働力数が大きく減少し、国家の下達する労働力募集指標が達成出来なくなり始めたこと、例えば、北京では「五五」時期の年平均新たに増加する労働力は20万人であったが、「六五」時期では年平均7.8万人に、その内1984、1985年次ではわずか5万人に減少している。3. この数年都市の青年の職業選択の余地が増加し、労働条件、労働強度、社会的地位、更には家からの距離などが比較的高い要求になっているという。こうして都市の青年に人気のない職業に農民が入り込む余地が出てきたこと、4. 都市の産業構造の変化によって、都市の青年が新たな産業に吸収され、伝統的産業に「端境期」の空間が出来た。例えば杭州ではこの数年旅行業が急速に発展し、多くの市街地区の青年は続々とホテル、レストラン、商店、旅行会社などに移り、伝統的な絹織物、紡織、機械、建築などに「募集しても集まらず、引き止めても留まらない」現象が生じた。杭州では1986年市街地区の労働者募集指標は79.6%しか完成出来ず、絹織物業では4%、その内4工場では0人であった。杭州では農民労働者は1986年時点で12.3万人、市の企業の労働者の36.7%を占めるという<sup>28)</sup>。

28) 冯兰瑞、姜渭渔「农业剩余劳动力转移模式的比较研究」『中国社会科学』第47期 1987年5月。又同様な問題をあつかったものとして莫扶民「我国労働力流動問題初探」中国人民大学报刊資料『労働経済与人事管理』F102、1986年第2期がある。莫はこの中で都市の流動人口を①暫住流動人口、②「二重生活」型人口、③農村「渡り鳥」型人口に分類する。①は都市の管轄区域内に居住ないし滞在し、社会経済活動に従事するが市区の常住人口でないもので、その数は広州100万以上、北京70余万、上海59万、南京、西安25万、杭州20万、成都、石家庄15万、福州10万であり、そのうち農民は大きな比重を占める。彼らの職業は、例えば上海の場合、1. 市の住民集団の中に分散して居住する八大手工業8万、商人2万、家事手伝い9千、



全体としてみると、単純肉体労働部門や従来型の都市雑業層が中心であるが、新しい傾向として産業構造での流通、サービスなどの政策的振興と発展、都市の青年の就業意識の変化などを背景として隙間の出来た新しい職種への進出の可能性が出てきている。しかしこの新たな傾向はまだ大都市に限定されるだろう。

現在大中都市への人口流入の制限の背景には、根本的な問題としては労働制度上の問題がある。この他に物質的問題としては、生活関連施設の不足問題がある。特に住宅問題は大きく、就業の場だけではなく、消費の面からも大きな制限がある。

以上から判断すると、都市では最近次第に農民の参入の余地が出てきているといえるが、しかし全体としては参入の道は細く、急速に拡大するようには考えられない。多くは集団企業、個人企業に進出しているといえる。

今日農村過剰人口が依然として主として農村の内部に就業の場を見出さざるをえない背景には以上の条件がある。

## まとめにかえて

1983年に農牧漁業部は「本世紀末には、現在の農村の範囲（集鎮を含む）の労働力は4.5億人に達するだろう。発達した地区の経験によれば、機械化

---

2. 旅館や接待所に居住し、買付、加工、督促、運輸、協業などの業務連絡に従事するもの、3市区と郊区の接点に住むもので多くから外地から上海に来て農産物取引に従事する農民か外地の建築労働者である、4. 一定数の水上船民や小手工業者である。②は農村に居住するが土地を離れ、社隊企業、運輸、商業、サービスに従事する人口で、3600万人、農村人口の4%、農村労働力の約10%、農村過剰労働力の3分の1以上を占める。彼らは土地から離れてはいるが、農村に住み、農閑期には非農業、農繁期には農業には従事する。③は契約にしたがって都市で一定の季節あるいは年限仕事に従事し、その後農村に帰る。従事者はこの5—10年で5万人に達するだろうという。

の程度が高まった後、農業が収容しうる労働力或いは労働時間は30%を越えないだろう。林、牧、漁業が収容しうる労働力或いは労働時間は20%を越えないだろう。都市或いは工鉦区に入り就業できるものは10%を越えないだろう。その他の40%以上、即ち2億以上の労働力は農村（集鎮を含む）工業、建築業、運輸業、商業とその他のサービス業及び家庭工副業に活路を開く以外にない。さもなければ重大な社会問題になるだろう」と推測している<sup>29)</sup>。即ち、上限で、農業に1.35億、林、牧、漁業に9億、都市あるいは鉦工業区に4500万、残りの18億人以上を農村（集鎮を含む）非農業が吸収しなければならないとする。

1986年の時点で農村の郷村営企業の従業人数が4392万人、個体工商業登記人数が1438万人、連合体従業人数が423万人である。郷鎮企業、連合体がすべて非農業企業ではないにしても、それらの収容人員は併せて6253万人である。あと14年間に17億以上の人員をこの部門が収容しなければならないとすれば、年平均1.2億以上となる。もちろんこれ以外に膨大で雑多な兼業的就業形態が存在する。しかし、ともかくも膨大な人口圧力が長期間続くことははっきりしている。

産業構造の問題として農村の多様な非農業が如何なる発展の可能性を持っているかは都市の経済改革と産業構造転換の進展度、交通、運輸、生活消費財産業など多くのボトルネックの解消度合いなどに規定されている。この課題の検討は別の機会に譲らなければならない。

（付記）本稿は昭和62年度文部省科学研究補助金による研究成果の一部である。

29) 「农牧渔业部关于开创社队企业新局面的报告」前掲『农村实用法规手册』